

提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者 電気供給サービス提供者：信州電力株式会社(登録番号：A0475)
- (2) 電気供給サービス対象者 以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。
 ・契約電力50kW未満の低圧契約であること
 ・中部電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること
 ・信州電力電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金 電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

◇電気料金プラン内訳

【おうち電気プラン】

(円, 税込)

区分		単位	料金単価	
基本料金		30A	842.40	
		40A	1123.20	
		50A	1404.00	
		60A	1684.80	
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	1kWh 20.68	
	120kWh超過200kWhまで	第2段階		25.08
	200kWh超過300kWhまで	第3段階		24.83
	300kWh超過分	第4段階		26.99

【お仕事電気プラン】

(円, 税込)

区分		単位	料金単価	
基本料金		1kVA	280.80	
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	1kWh 20.68	
	120kWh超過300kWhまで	第2段階		24.82
	300kWh超過分	第3段階		26.57

【低圧動力プラン】

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1123.20
電力量料金	夏季	1kWh	16.73
	その他季		15.21

※請求額には信州電力にて毎月単価が変動する燃料費調整額(中部電力と同等額)および再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれます。

【割引プラン】

信州割引プラン	長野県のお客さまはすべて基本料金5%割引
ずっと割引プラン	契約継続年数によって段階的に基本料金を割引
まとめ割引プラン	ご紹介を含め契約をまとめていただくと割引

【事務手数料】

(円, 税込)

電気料金のご使用量のお知らせ (WEB)	無料
電気料金のご使用量のお知らせ (封書)	216 円

※ 封書での発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求いたします。

- (4) 契約期間
 ・契約期間は原則として1年とし、契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約金
 ・最低利用期間は通常供給開始日から1年とし、最低利用期間内での変更または解約に対し、解約金が発生します。

(円, 税込)

解約金	2160 円
-----	--------

※上記解約金は、残余期間に関わらず一律の料金といたします。

個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き・電力供給に必要な範囲で送配電事業者、広域的運用推進機関、他小売電気事業者との間で共同利用いたします。

お申込み方法

- ・信州電力の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承諾のうえ、当社インターネットまたは所定のお申込み用紙に必要事項をご記入しお申込みください。郵送でのお申込みの場合は信州電力本社（〒395-0086 飯田市東和町3-5361-6 KOBAビル）宛にご郵送ください。
- ・お申込みの際に、お客様が契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。旧小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

供給開始時期

- ・お客様から当社へのお申込み完了後、送配電事業者によるスマートメーター設置などの必要手続きが完了します。その後、供給開始日が確定し、その供給開始日をもって当社の電気の供給が開始いたします。送配電事業者の工事進捗状況により、お申込みの際にご記入いただいた供給開始予定日のご希望には添えないことがございますので予めご了承ください。

電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間
 - ・原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。（契約開始月または廃止月を除く）
 - ・契約開始月の算定期間は供給開始日から直後の検針日前日、契約廃止月の算定期間は直前の検針日から供給廃止日前日といたします。
 - ・送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じた場合算定期間が変更となることがございます。
- (2) 使用電力量の算定
 - ・使用電力量の計量は、配電事業者により設置された計量器により行います。
 - ・計量器の故障等により使用電力量を正確に把握できなかった場合、お客様と当社の協議により算定いたします。

お支払い

- (1) 支払方法
お支払い方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) お支払い期日
支払義務発生日（当社が請求可能となった日）の翌月の期日までにお支払いいただきます。当該支払期日が休祝日の場合にはその直後の営業日を支払期日といたします。
- (3) 請求額のインターネットでの確認
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (4) 請求書発行手数料
請求書の郵送をご希望のお客様は「請求書発行手数料108円（税込）」が別途必要となります。
- (5) 延滞利息の請求
当社への支払いが遅れた場合、当社はお客さまに対して、支払日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年10%の遅延利息の支払いを求めることができ、また遅延通知手数料(300円＋消費税)を合算して請求することがございます。
- (8) 解約
お客様が次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。
 - ・電気料金の支払期日を経過してなお支払わない場合や、支払いをされた事実が確認できなかった場合
 - ・電気需給約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息その他契約から生ずる金銭債務をいいます）を支払わない場合

解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付
お客様が解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

その他

- ・供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツ（一部50ヘルツの地域もございます）といたします。
- ・電気供給サービスに必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・旧小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。
- ・お客様が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費を請求された場合はお客様にその費用を負担していただきます。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

※上記記載価格は、消費税8%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。
※記載内容は平成30年5月1日時点のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

上記の事項は「電気事業法（平成26年6月18日改正）」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。